

佐久間東西幹線他増強工事計画変更届出に係る判定結果

届出に係る事項の変更は、事業規模の縮小等に該当すると判定する。

なお、変更を踏まえ補正評価書を再確認し、必要があれば工事着手前の追加調査や、環境保全措置の追加・見直しなどを行うこと。また、次の事項については特に留意すること。

<大気汚染、土壌汚染、生態系>

- 1 変更後のヘリコプター基地が残土処理場に隣接していることから、ヘリコプターの離着陸に伴う残土等の飛散防止対策の必要性を検討し、検討結果及び基地供用後の影響の有無について今後の報告書に記載すること。

<動物>

- 2 ヘリコプター基地の場所や飛行ルートの変更により、猛禽類に与える影響も変化するため、監視員の配置場所などヘリコプター運航時の監視計画を確認し、確認結果について今後の報告書に記載すること。
- 3 新たに改変域となる範囲内で動物の生息調査が行われているが、生態が十分に解明されていない希少両生類がまだ生息している可能性があるため、最新の知見を踏まえ、より丁寧な改変域内での生息調査を改めて実施し、調査結果及び講じた環境保全措置について今後の報告書に記載すること。

<植物、生態系>

- 4 移植対象の植物の中には、減少を続ける希少な昆虫の食草も含まれるため、そのことも踏まえ事後調査計画の確認や成功基準の設置について専門家から助言を受けること。

<動物、生態系>

- 5 新たに敷設を計画しているモノレールによる陸上動物の行動圏の分断が懸念されるため、この地域に生息する動物及び生態系を踏まえ必要な環境保全措置を検討、実施し、その内容を今後の報告書に記載すること。

<その他>

- 6 事後調査計画の内容や成功基準の設定といった多くの箇所で専門家から助言を受けることになっていることから、助言の的確さや、事業への反映の有無を確認できるよう、今後の報告書に、以下について可能な限り具体的に記載すること。
 - ①専門家の情報（専門分野、所属及び氏名等）
 - ②助言等の内容（質問日、質問内容、回答等）
 - ③事業への反映内容